

平成 30 年度

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の
報告書を受けて講じた措置（概要資料）

本報告書の位置付け

国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法の附則において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨規定されている。

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

国会事故調提言

- 提言 1：規制当局に対する国会の監視
- 提言 2：政府の危機管理体制の見直し
- 提言 3：被災住民に対する政府の対応
- 提言 4：電気事業者の監視
- 提言 5：新しい規制組織の要件
- 提言 6：原子力法規制の見直し
- 提言 7：独立調査委員会の活用

提言 1、提言 4 の一部、提言 7 は国会に対する提言。

提言を受けて平成 29 年度までに講じた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、平成 30 年度に講じた主な措置（平成 31 年 4 月 1 日の措置を一部含む。）について取りまとめている。

本報告書は、関連する閣議決定白書で報告されている取組等を、各提言に対応する形で取りまとめている。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

基本的な対応

平成 24 年 9 月に、原子力災害対策本部等を拡充するとともに、原子力防災会議を設置。同年 10 月、官邸を中心とした情報収集・意思決定を行う体制を確保。平成 26 年 10 月に原子力防災に係る総合調整を一元的に担う内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、原子力防災体制を抜本的に強化。

13 地域それぞれの「地域原子力防災協議会」の活動を通じ、地域防災計画・避難計画の具体化等を支援。「緊急時対応」は原子力防災会議で了承（川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯は了承済み）。継続して計画を改善・強化。自然災害との複合災害も想定し、原子力総合防災訓練を実施。

平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域（PAZ（原子力施設からおおむね 5 km）、UPZ（同おおむね 30km））、緊急時活動レベル（EAL）等を設定。国と地方の役割分担を含むオフサイト対応措置を強化。緊急時モニタリング体制や原子力災害時の医療体制を強化。

提言 2 1）政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

平成 30 年度に講じた主な措置

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

7 月 25 日に、原子力災害対策指針について、「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定する旨の記述を加える等の改正を行った。

8 月 25、26 日に、大飯発電所及び高浜発電所を対象に、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した平成 30 年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。

第 36 回原子力規制委員会（平成 30 年 10 月 17 日）において、原子力災害発生初期における防護戦略を策定するための「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」を取りまとめた。

7 月 25 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルを、平成 31 年 3 月 29 日に改訂した。

原子力災害時の医療体制の整備については、「原子力災害拠点病院等の施設要件」に関する指定施設の現状確認、関係者との意見交換、支援センターの事務局長による会議等を踏まえ、「原子力災害拠点病院等の施設要件」を改正し、原子力規制委員会は、新たに「基幹高度被ばく医療支援センター」として量子科学技術研究開発機構を指定した。

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」のガイドラインについては、平成 30 年度に計 3 回の「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合を開催し、改訂に向けた検討を行った。

万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めている。

提言 2 2) 放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告)

(地域防災計画・避難計画の策定支援)

平成 31 年 1 月 9 日に、玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」を改定した。同年 2 月 12 日には、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)においては、「原子力災害については、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。平成 30 年度第 2 次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行っている。令和元年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有・公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、運用の向上を図った。

平成 30 年北海道胆振東部地震による停電等により原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストに一部不具合が発生したことを踏まえ、道府県の所有するモニタリングポストについて、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を、令和 2 年度までを目途に実施することとした。

提言 2 3) 事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷やす、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

基本的な対応

国は平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出し、福島県はこの基金を活用して、県民健康調査や内部被ばく線量の検査等を実施。環境省は、福島県が行う取組を支援するとともに、疾病罹患動向の把握、地域ニーズに合ったリスクコミュニケーション事業等を実施。「総合モニタリング計画」に沿ってモニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を公表。

除染特別地域は環境省が、汚染状況重点調査地域は市町村が除染を実施。帰還困難区域を除き、平成30年3月には全ての面的除染が完了。

中間貯蔵施設については、平成28年3月に公表した「当面5年間の見通し」に沿って事業を実施。

平成29年4月には、帰還困難区域及び大熊町・双葉町の一部を除き避難指示を解除。避難指示解除後は、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」の要件に沿って、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化。

原子力損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に基づき、東京電力が実施。

「福島相双復興官民合同チーム」が被災事業者・農業者の事業再開等を支援。「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」を強力に推進。

提言3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

(健康管理・健康不安への対応)

7月5日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。同タスクフォースにおいて、復興大臣より平成30年度の取組の早期かつ着実な実施等を指示した。

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(放射線モニタリング)

帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、結果を公表した。

平成29年度第74回原子力規制委員会(平成30年3月20日)において決定した「リアルタイム線量測定システムの配置の見直し」に関する住民説明会を15市町村で実施した。

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：エネルギー白書、環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

(除染)

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備(後述)については、これまで双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、同計画に沿って家屋等の解体・除染を実施している。

森林については、「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として選定した14地区のうち、平成29年度までに7地区、平成30年度に新たに5地区で除染作業に着手した。

(中間貯蔵)

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成30年度末までに、1,689件、約1,114haの契約に至るなど着実に進捗してきている。平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。平成30年度は180万 m^3 程度の輸送を目標として中間貯蔵施設への除去土壌等搬入を行った結果、年度末までに累計で約262万 m^3 を搬入した。

12月に「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、令和3年度までに、県内に仮置きされている除染土壌等(帰還困難区域を除く)の搬入のおおむね完了を目指す、これに向けて、令和元年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400万 m^3 程度を輸送するなどの方針を公表した。

除去土壌等の最終処分に向けた取組については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、再生利用実証事業などの取組を進めている。

(避難指示区域の見直し)

平成31年3月26日に、国・福島県・大熊町で避難指示解除に係る協議を行い、同年4月10日に同町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示を解除することに合意した。

帰還困難区域については、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(改正福島特措法)に基づき、5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点(特定復

興再生拠点)を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、国の認定を受けることで、同拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに双葉町(平成29年9月15日認定)、大熊町(同年11月10日認定)、浪江町(同年12月22日認定)、富岡町(平成30年3月9日認定)、飯館村(同年4月20日認定)、葛尾村(同年5月11日認定)の計画について認定を行い、整備を開始した。

(賠償)

原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成31年3月29日時点で、累計約8兆9,620億円を支払った。

避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成30年以降の取扱いについては、8月に、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で継続して検討していた項目について合意に至り、新たな算定方式による風評賠償を平成31年以降実施することとなった。

地方公共団体が所有する財物の賠償については、平成29年9月の同審査会で公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、東京電力は、平成30年3月に賠償方針を示し、同年4月から請求の受付を開始している。同審査会において、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。

(復興支援)

被災12市町村の被災事業者の自立やまち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成30年度予算として16億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災12市町村すべてで実施した。

官民合同チームは、平成31年3月末までに約5,200の事業者及び約1,500の農業者を個別訪問した。

福島イノベーション・コースト構想については、福島県が策定した重点推進計画を4月に内閣総理大臣が認定した。7月には「福島ロボットテストフィールド」の一部開所や「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が始まるなど、具体的な取組が進展している。12月には「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置している分科会を開催し、自立的・持続的な産業発展に向けた議論を開始し、平成31年3月には、同協議会において、今後の方向性を提示して議論を深めた。平成30年度の関連予算として計135億円を措置するとともに、令和元年度予算では計126億円を計上した。

福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」「貯め・運び」「使う」実証や、県内のスマートコミュニティ構築に向けた取組等を推進するための関連予算として、平成30年度予算で計638億円を措置するとともに、令和元年度予算では計673億円を計上した。

提言 4 : 電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

基本的な対応

原子力規制委員会は被規制者等との面談等のルールを定め、情報公開を徹底。原子力事業者等が平成 24 年に設立した「原子力安全推進協会 (JANSI)」において事業者間の相互監視体制を構築。

東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (原賠機構) と共同作成した「新々・総合特別事業計画」(新々・総特) 等に基づき、履行に向けて、組織改編などガバナンス体制の再構築を推進。「原子力改革特別タスクフォース」における危機管理の取組の「原子力改革監視委員会」による監視監督、放射線に関する全データを公開など、福島への責任の貫徹等に尽力。

廃炉・汚染水対策のための体制を強化し、引き続き事業者に加え国も前面に立って対策を実施。汚染水対策については、予防的かつ重層的な対策を実施。廃炉を着実に進められるよう、平成 26 年 5 月に原賠機構に「事故炉の廃炉支援業務」を追加。平成 28 年 4 月より「櫛葉遠隔技術開発センター」(櫛葉町)、平成 30 年 3 月より「大熊分析・研究センター」(大熊町) の運用を開始。

放射線業務従事者の被ばく線量管理については、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施等を要求。労働基準監督機関は、実施状況の確認や必要な指導を実施。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(被規制者との安全性向上に係る意見交換)

平成 26 年 10 月から、原子力事業者の安全性向上への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。平成 30 年度は、安全性向上に係る取組や改善事項案等を主な論点として、5 事業者と意見交換を行った。

円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成 29 年 1 月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成 30 年度は 2 回実施し、新検査制度の対応状況など原子力を取り巻く課題について意見交換を実施した。

また、担当者レベルでの技術的意見交換の場を設けることについても合意があったことを踏まえ、原子力規制委員会 (平成 30 年 4 月 4 日) において被規制者等との担当者レベルでの技術的意見交換を行う場を設けることとした。

提言 4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた
不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等 : エネルギー白書)

(リスク情報の活用)

原子力リスク研究センター (NRRC) は、原子力事業者が平成 30 年 2 月に策定した「リスク
情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」の方針の下、確率論的リスク評価
(PRA) 手法の現場での活用・実践に係る支援活動を行っている。

PRA 手法の高度化に向けたパイロットプラントプロジェクト (伊方発電所 3 号機、柏崎刈羽
原子力発電所 6・7 号機) については、海外専門家による PRA ピア・レビューを 3 回実施し、
得られたコメントへの対応方針の検討を行った。

国による委託研究では、NRRC が浜岡原子力発電所 4 号機のデータを活用し、津波 PRA の高
度化を前年度に引き続き実施した。

(自主規制機関の取組)

JANSI は、伊方発電所、柏崎刈羽原子力発電所、川内原子力発電所及び敦賀発電所における
ピア・レビュー、運転実績及び安全向上活動に係る指標データに基づく発電所の評点付け、
JANSI 策定の「原子力発電所における長期停止後の再稼動に関するガイドライン」に基づく
玄海原子力発電所及び大飯発電所に対する支援を実施した。

(原子力産業界での取組)

原子力産業界での連携を強化し、原子力発電所の安全性を更に高い水準で結び付けていくため、
原子力事業者に加え、メーカー及び関係団体も含めた原子力産業界の組織として、原子力エネ
ルギー協議会 (ATENA) を平成 30 年 7 月に設立した。

提言 4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より
高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等 : エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告)

(廃炉・汚染水対策)

汚染水対策は、3 つの基本方針 (汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染
水を「漏らさない」) の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。

汚染源に水を「近づけない」対策については、平成 30 年 3 月に、凍土式の陸側遮水壁 (凍土
壁) が深部の一部を除き完成し、サブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建
屋へ地下水を近づけない水位管理システムが構築された。未凍結であった凍土壁の深部も、9
月に凍結を完了した。

汚染水を「漏らさない」対策については、平成 31 年 3 月に、フランジ型タンクから信頼性の
高い溶接型タンクへの切替を完了した。タンク周囲には二重^{せき}堰の設置、1 日複数回のパトロー
ールの実施等により、万一の漏えいに備えている。

汚染源を「取り除く」対策については、多核種除去設備等によって浄化処理を行っている。8月に説明会・公聴会において示された様々な懸念点について、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」で検討を進めることとしている。説明・公聴会後の同小委員会において、東京電力が、処理水を処分する場合には、処分する前の段階での二次処理により、トリチウム以外の放射性核種についてさらに浄化し、環境放出の基準を満たす方針を表明した。

使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた取組としては、1号機において平成30年1月から開始した北側のがれき撤去を進めている。2号機においてはオペレーティングフロア内の汚染状況調査や残置物の移動・片付けを進めている。3号機においては平成30年3月から開始した燃料取扱機とクレーンの試運転により発生した複数の不具合を受け、12月末までに安全点検及び品質管理確認を実施し、燃料取出しの開始に向けた準備を実施している。

燃料デブリの取り出しは、世界でも前例のない困難な取組であるが、平成31年2月に、2号機原子炉格納容器底部の燃料デブリと思われる堆積物に調査装置の物性確認を行うとともに、小石状の堆積物を動かせることを初めて確認した。

原子力規制委員会においては、東京電力の廃炉・汚染水対策に係る作業の進捗状況に応じて、31件の実施計画の変更を認可し、計画の遵守状況の検査を行いながら、同社の取組を監視している。

大型機器除染設備の設置、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水の処理完了、及び既設のサブドレンピットの復旧等による原子炉建屋への地下水流入抑制策の実施等を確認されたことなどから、原子力規制委員会（平成31年3月6日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」の改定を行った。

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

基本的な対応

平成24年9月に、関係行政機関が担っていた原子力の規制等の機能を統合し、国家行政組織法第3条に規定される委員会として、原子力規制委員会を設置。平成27年9月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめでは、独立性・中立性の向上のために内閣府へ移管する必要性は見出し難いとの結論。

意思決定の透明性を確保し、電気事業者等との面談はルールに従って公開。毎年、原子力規制委員会年次報告を国会に報告し、公表。

原子力規制委員会は民間等の実務経験者や若手職員等の採用に尽力。平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置。国際機関等への職員派遣などを積極的に実施。平成27年9月の原子力規制委員会でノーリターンルールの運用方針を決定。

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）や国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）での指摘や、委嘱した国際アドバイザーの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて自己変革を実施。平成28年4月に、原子力規制庁に内部監査や業務改善指導等を行う監査・業務改善推進室を設置。

提言5 1) 高い独立性： 政府内の推進組織からの独立性、 事業者からの独立性、 政治からの独立性を実現し、 監督機能を強化するための指揮命令系統、 責任権限及びその業務プロセスを確立する。

平成30年度に講じた主な措置

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

（独立性の確保）

原子力規制委員会は、引き続き、組織理念の一つである「何ものにもとらわれず、科学的・技術的見地から、公正・中立に、独立して意思決定を行う」に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

平成29年度原子力規制委員会（平成29年11月15日）において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員が、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。

本取組の一環として、6月に同委員会委員長及び委員が高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福井県敦賀原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。また、10月には同委員会委員2名が川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。

提言5 2) 透明性： 各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。 定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。 推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。 委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(透明性の確保)

第13回原子力規制委員会(平成30年6月6日)において、透明性の一層の向上のための改善として、許可審査については審査会合前の被規制者等との面談を最低限にとどめる、認可審査については一定期間ごとに公開の審査会合を開催し事業者の対応状況を報告させる等の改善を行うこととした。また、第38回及び第45回原子力規制委員会(平成30年10月31日及び12月5日)において議論した被規制者との面談のより詳細な内容を公開する方法を、平成31年4月から試行することとした。

国内外の事故・トラブルに係る情報、審査から得られた知見、学術的な調査研究から得られた知見等について、規制対応を要するか否か等を検討するために、原子力規制庁では技術情報検討会を開催している。同検討会では、海外規制機関から非公開を前提に入手した資料などを用いることが多かったため、会議自体を非公開とし、可能な範囲で資料及び議事概要を公開することで透明性を確保してきた。会合の重要性や一層の透明性確保が重要であることを踏まえ、原則として会議を公開することとし、不開示情報を扱う場合又は公開しないことが適当であると判断した場合に限り、非公開とする運用に変更し、6月から同検討会を公開会合とする運用を開始した。

平成29年度原子力規制委員会(平成29年11月15日)において決定した「委員による現地視察及び地元関係者との意見交換」の方針に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員が、現場視察及び地元関係者等との意見交換を行った。(再掲)

本取組の一環として、6月に同委員会委員長及び委員が高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福井県敦賀原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。また、10月には同委員会委員2名が川内原子力発電所を視察し、鹿児島県原子力防災センターにおいて、地元関係者と意見交換を行った。(再掲)

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制委員会の人材確保・育成)

原子力規制委員会は、民間企業等の実務経験者15名、新規採用者25名を採用した結果、平成31年4月1日時点の職員数は988名、定員充足率93.6%(定員1,056名)となった。

広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成28年度から実施しており、18案件を採択した。

原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の5分野からなる任用資格のうち基本資格を取得するための教育訓練課程を開始し、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた。

提言5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

平成30年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)(再掲)→提言2 1)(2ページ)

8月25,26日に、大飯発電所及び高浜発電所を対象に、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した平成30年度原子力総合防災訓練を実施し、非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を行うなど、自然災害への対応との連携について検証した。

提言 5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの継続的改善のため、マネジメント関連文書の体系的な整理、マネジメントレビューと政策評価制度を統合した PDCA の効率的な運用、EBPM の視点を踏まえた検討を進めている。

原子力規制委員会は、マネジメント規程に基づき、第 61 回原子力規制委員会(平成 31 年2月 20 日)において、平成 30 年度重点計画の施策の進捗状況及び次年度の取組の方向性に係る審議を行い、第 68 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 27 日)において「原子力規制委員会平成 31 年度重点計画」を決定した。

原子力規制委員会においては、内部監査を4部署及び1テーマで実施し、情報共有空間の利用・管理に関する体制及びルール整備の進捗等の改善につながる勧告・提言が行われた。

原子力規制委員会は、政策評価のため、平成 29 年度実施施策の事後評価及び平成 30 年度実施施策の事前分析を行い、第 24 回原子力規制委員会(平成 30 年8月 29 日)において、平成 29 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 30 年度実施施策に係る事前分析表を決定した。また、平成 30 年度実施施策に関する事後評価等の実施計画を第 54 回原子力規制委員会(平成 31 年1月 23 日)において、平成 30 年度実施施策に係る政策評価の結果の政策への反映状況を第 68 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 27 日)において、それぞれ決定した。

(IRRS 及び IPPAS ミッションからの指摘への対応等)

原子力規制庁は、IRRS ミッション報告書の勧告・提言で示された課題や、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価で示した課題を含め、検査、執行、人材の育成等の 31 課題を整理した。また、平成 29 年 4 月には、これらの課題への対応を含め「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(炉規法等改正法)が公布された。同法の段階的な施行に合わせて、関連する政令、規則等の改正を順次実施するとともに、必要な検討を継続した。

原子炉安全専門審査会(炉安審)及び核燃料安全専門審査会(燃安審)においては、IRRS で明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うよう同委員会より指示されたことを受け、平成 30 年度においても原子力規制庁から同委員会の取組状況について報告がなされ、審議が行われた。

原子力規制委員会は、平成 28 年の IRRS ミッション報告書の勧告等に対するフォローアップを令和元年の夏以降に受け入れるため、平成 29 年 8 月に IAEA に対して IRRS フォローアップミッションの実施を要請し、了承された。同フォローアップミッションの実施に際し、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規則に対する評価も併せて受けられるよう IAEA に要請し、4月に了承された。同フォローアップミッションの受入れに向け、IAEA 事務局と調整を行うとともに、IAEA 主催の放射性物質の輸送に係るワークショップを受け入れ、対応状況及び自己評価を実施するなどの活動を継続している。

平成 27 年の IPPAS ミッションへの対応状況等の確認を受けるため、11 月 26 日から約2週間、IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッションの報告書案では、日本の核セキュリティ体制には改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものと評価された。

提言 6 : 原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

基本的な対応

世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入。平成 25 年に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等のいわゆる新規制基準を策定。最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に見直しを実施。

原子力規制委員会が検討会を立ち上げ、平成 26 年 10 月に「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」を公表し、国際社会にも発信。

IRRS 等のミッションの受入れ、国際機関が開催する各種会合、海外機関との二国間協力の枠組み等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有。

提言 6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(検査制度の見直し)

平成 29 年 4 月に公布、一部施行された炉規法等改正法では、検査制度を見直し、より高い安全性の確保を目指して、原子力事業者、規制機関双方の取組を強化するため安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っているほか、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けるだけでなく、原子力事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組むことを促している。規制基準の策定に当たっては、最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨なども規定されている(これらの規定は、令和 2 年 4 月までの間に施行の予定)。

原子力施設の廃止措置に対する規制整備として、事業等の開始段階から廃止に伴う措置を実施するための方針(廃止措置実施方針)を作成・公表することが義務付けられ、10 月に関係法令が施行されたことを受け、各原子力事業者は、廃止措置実施方針の作成・公表を行い、各原子力事業者の同方針の公表状況は、原子力規制委員会のホームページにおいて掲載している。また、原子力規制委員会は廃棄物埋設に関する必要な規制の整備を進めている。

提言 6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直ししていくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)

安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策、降下火砕物対策、火災防護、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。

使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム会合の議論等を踏まえ、兼用キャスクを用いた発電所サイト内での乾式貯蔵に関する基準の合理化のための規則等の改正案を第 66 回原子力規制委員会(平成 30 年 3 月 13 日)において決定した。11 月には気象庁が用いる竜巻の評価指標の変更を踏まえ、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを改正した。

原子力規制庁は、新規規制基準の適合性審査から得られた審査官の経験を踏まえ、規制基準等を見直すためのプロセスを「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」として取りまとめ、第 10 回原子力規制委員会(平成 30 年 5 月 23 日)において報告するとともに、本プロセスを踏まえた、見直しをすべき規制基準の事項を抽出・報告した。このうち火災防護審査基準に係る事項について、第 47 回原子力規制委員会(平成 30 年 12 月 12 日)において火災防護審査基準の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、平成 31 年 2 月 13 日に施行した。

原子力規制庁は、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理、スクリーニング、必要な事項の規制への反映を実施している。スクリーニングを経て、規制対応を要するか否か等を検討する場である技術情報検討会を 5 回開催した。同検討会において平成 30 年度中に議論が取りまとめられた事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。また、平成 29 年度以前に規制対応を要すると判断された、蒸気ポイドによる余熱除去冷却系(RHR)ポンプの機能不全の可能性の件については、具体的な対応を検討するために被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換を平成 30 年度に 2 回実施し、被規制者による本件に係る対応計画等の聞き取りを行った。この意見交換を踏まえ、第 20 回原子力規制委員会(平成 30 年 7 月 18 日)において、被規制者が提示した計画どおり実行していることを、今後、同庁の検査グループにおいて確認する等の対応方針について了承を得た。

(原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会)

炉安審・燃安審は、原子力規制委員会からの指示を受け、国内外で発生した事故・トラブル等の情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議し、原子力規制委員会への助言を含め結果の報告を行うこととしている。原子力規制庁は、国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等について、炉安審・燃安審に報告(7月3日、11月1日、平成31年3月15日)し、両審査会から助言を受けている。

(放射線審議会)

放射線審議会は、放射線障害防止の技術的基準の斉一化に関し、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れについて審議を進めるとともに、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」を取りまとめた。

(国際会議への参画等)

原子力規制委員会は、IAEA や経済協力開発機構/原子力機構 (OECD/NEA) 等の国際機関が主催する各種会合への出席や専門家等の派遣、国際原子力規制者会議 (INRA / 5月16、17日、9月18日)、西欧原子力規制者会議 (WENRA / 4月25、26日、11月7、8日) 等の多国間の枠組み及び海外の原子力規制機関との二国間会合等への出席、その他、各種国際条約に基づく各種会合への参加等を通じて、海外の知見の取り込みを行った。

日中韓上級規制者会合 (TRM / 11月27日) 第11回会合が^{きよんじゆ}慶州 (韓国) で開催され、原子力規制委員会の山中委員が出席した。

(原子力安全研究の推進)

原子力規制庁は、軽水炉照射材料健全性評価研究等の14研究分野26件の安全研究プロジェクトを実施したほか、安全研究の成果として15件の論文誌への掲載、12件の国際会議プロシティングの公表及び25件の学会発表を行った。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

事故原因を究明するための継続的な取組として、事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加した。日本原子力学会において福島第一原子力発電所原子炉建屋3号機オペレーションフロアや構内における線量分布測定について発表等が行われ、線量分布測定の結果を踏まえた線量低減対策について、特定原子力施設監視・評価検討会 (平成31年1月21日) において議論された。

(IRRS 及び IPPAS ミッションの指摘への対応等)(再掲) 提言5 5)(13ページ)

原子力規制庁は、IRRS ミッション報告書の勧告・提言で示された課題や、IRRS 受入れに当たり実施した自己評価で示した課題を含め、検査、執行、人材の育成等の31課題を整理した。また、平成29年4月には、これらの課題への対応を含め炉規法等改正法が公布された。同法の段階的な施行に合わせて、関連する政令、規則等の改正を順次実施するとともに、必要な検討を継続した。

炉安審・燃安審においては、IRRS で明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うよう同委員会より指示されたことを受け、平成30年度においても原子力規制庁から同委員会の取組状況について報告がなされ、審議が行われた。

原子力規制委員会は、平成28年のIRRS ミッション報告書の勧告等に対するフォローアップを令和元年の夏以降に受け入れるため、平成29年8月にIAEA に対してIRRS フォローアップミッションの実施を要請し、了承された。同フォローアップミッションの実施に際し、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規則に対する評価も併せて受けられるようIAEA に要請し、4月に了承された。同フォローアップミッションの受入れに向け、IAEA 事務局と調整を行うとともに、IAEA 主催の放射性物質の輸送に係るワークショップを受け入れ、対応状況及び自己評価を実施するなどの活動を継続している。

平成27年のIPPAS ミッションへの対応状況等の確認を受けるため、11月26日から約2週間、IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッションの報告書案では、日本の核セキュリティ体制には改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものと評価された。

提言 6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること(いわゆるバックフィット)を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

平成 30 年度に講じた主な措置

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

(原子力規制への最新の技術的知見の反映)(再掲) 提言 6 3)(15 ページ)

安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、HEAF 対策、降下火砕物対策、火災防護、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。

使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム会合の議論等を踏まえ、兼用キャスクを用いた発電所サイト内での乾式貯蔵に関する基準の合理化のための規則等の改正案を第 66 回原子力規制委員会(平成 30 年 3 月 13 日)において決定した。11 月には気象庁が用いる竜巻の評価指標の変更を踏まえ、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを改正した。

原子力規制庁は、新規規制基準の適合性審査から得られた審査官の経験を踏まえ、規制基準等を見直すためのプロセスを「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」として取りまとめ、第 10 回原子力規制委員会(平成 30 年 5 月 23 日)において報告するとともに、本プロセスを踏まえた、見直しをすべき規制基準の事項を抽出・報告した。このうち火災防護審査基準に係る事項について、第 47 回原子力規制委員会(平成 30 年 12 月 12 日)において火災防護審査基準の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、平成 31 年 2 月 13 日に施行した。

原子力規制庁は、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理、スクリーニング、必要な事項の規制への反映を実施している。スクリーニングを経て、規制対応を要するか否か等を検討する場である技術情報検討会を 5 回開催した。同検討会において平成 30 年度中に議論が取りまとめられた事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。また、平成 29 年度以前に規制対応を要すると判断された、蒸気ボイドによる RHR ポンプの機能不全の可能性の件については、具体的な対応を検討するために被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換を平成 30 年度に 2 回実施し、被規制者による本件に係る対応計画等の聞き取りを行った。この意見交換を踏まえ、第 20 回原子力規制委員会(平成 30 年 7 月 18 日)において、被規制者が提示した計画どおり実行していることを今後、同庁の検査グループにおいて確認する等の対応方針について了承を得た。

(原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、発電用原子炉については、東海第二発電所の設置変更許可、工事計画の認可及び運転期間延長の認可を行った。また、川内原子力発電所 1 号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る工事計画の認可を行った。さらに、核燃料施設等については、JAEA の JRR-3 及び放射性廃棄物の廃棄施設等の設置変更の許可や、同機構の再処理施設の廃止措置計画の認可を行った。

(核セキュリティ対策の強化)

平成 27 年の IPPAS ミッションへの対応状況等の確認を受けるため、11 月 26 日から約 2 週間、IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。同フォローアップミッションの報告書案では、日本の核セキュリティ体制には改善がみられ、その体制は強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものと評価された。(再掲)

個人の信頼性確認制度については、平成 31 年 3 月に、試験研究用等原子炉施設、使用施設等の未実施施設に対しても個人の信頼性確認制度を導入するため、関係規則等を改正した。

サイバーセキュリティについては、10月に原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威を決定し、原子力事業者に提示した。

【参考】国会への提言について

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 4：電気事業者の監視

東京電力は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 4) 1) ~ 3) の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会 仮称）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。